

○ 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 趣旨</p> <p><u>農業が、持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、良好な営農条件を備えた農地及び農業水利施設を、中長期的な視点に立ち、適切に保全管理していくことが重要である。また、近年、自然災害の激甚化・頻発化、気候変動、農業者の減少の加速といった自然的・社会的状況の変化が顕著となっていることから、国土強靱化、グリーン化、デジタル化といった現下の政策課題に対応した土地改良施設の整備を推進することが喫緊の課題となっている。</u></p> <p><u>このような実情に鑑み、土地改良区等（土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。以下同じ。）による施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して次に掲げる事業を実施し、高い意識の下での土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資するものとする。</u></p> <p><u>(1) 土地改良施設の定期的整備補修を行う事業（以下「整備補修事業」という。）</u></p> <p><u>(2) 財政融資資金も活用した、農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）</u></p>	<p>第1 趣旨</p> <p><u>近年、土地改良事業の進展に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展する一方、造成された施設も大幅に増加してきており、社会資本の有効利用の観点から、その整備補修が極めて重要な課題となってきている。土地改良施設の整備補修については、本来土地改良区等土地改良施設の管理者自らこれを行うべきものではあるが、最近における農村環境の変化、土地改良施設の高度化、農村労働力事情の変化等社会経済情勢の変容に伴い、必ずしも円滑に行われていない実情にある。</u></p> <p><u>このような実情にかんがみ、土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）を実施し土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資するものとする。</u></p>
<p>第2 事業の内容</p>	<p>第2 事業の内容</p>

1 整備補修事業は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金（以下「適正化資金」という。）からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等が、土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行うものとする。

2 防災減災機能等強化事業は、適正化資金及び全国連合会が借り入れて管理運営する財政融資資金からの交付金をその事業費の全部として、土地改良区等が、農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行うものとする。

3 適正化資金は、全国連合会が造成するものとし、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）からの拠出金（以下「連合会拠出金」という。）及び国の補助金をもってその財源とするものとする。

4 適正化資金の造成額及び財政融資資金からの借入額は、毎年度、全国連合会長が農林水産省農村振興局長（以下単に「農村振興局長」という。）の承認を得て定めるものとする。

5 連合会拠出金は、土地改良区等からの拠出金（以下「改良区等拠出金」という。）及び都道府県からの補助金をもってその財源とするものとする。

6 連合会拠出金を拠出することができる地方連合会は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「体制強化事業実施要綱」という。）第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施している地方連合会とする。ただし、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の認定を受けた地方連合会にあつてはこの限りではない。

7 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象とする土地改良施設は、管理指導事業（前項のただし書により地方農政局長等の認定を

1 適正化事業においては、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金（以下「資金」という。）からの交付金をその事業費の全部又は一部として、土地改良区等が、土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行うものとする。

(新設)

2 資金は、全国連合会が造成するものとし、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）からの、拠出金及び国の補助金をもってその財源とするものとする。

3 資金の額は、毎年度、全国連合会長が農村振興局長の承認を得て定めるものとする。

4 地方連合会の拠出金（以下「連合会拠出金」という。）は、土地改良区等からの拠出金（以下「改良区等拠出金」という。）及び地方公共団体の補助金をもってその財源とするものとする。

5 連合会拠出金を拠出することができる地方連合会は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施している地方連合会とする。ただし、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、以下同じ。）の認定を受けた地方連合会にあつてはこの限りではない。

6 適正化事業の対象とする土地改良施設は、管理指導事業（5のただし書により地方農政局長の認定を受けた地方連合会にあつては、農村

受けた地方連合会にあっては、農村振興局長が別に定めるところによる。)の対象となっている農業水利施設とし、その事業内容は、農村振興局長が別に定める基準によるものとする。

第3 財政融資資金の借入れ手続

- 1 全国連合会は、防災減災機能等強化事業を実施するときは、当該事業を実施する年度の前年度の2月末日までに翌年度の事業計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第111条の20第1項第2号に定める事業計画をいう。以下同じ。）を農村振興局長に提出しなければならない。
- 2 農村振興局長は、1の事業計画の提出があったときは、当該事業計画について、速やかに財務省理財局長に対し意見を照会するものとする。
- 3 農村振興局長は、財務省理財局長から前項の規定による照会に対する意見があった場合は、全国連合会に対し、当該意見を通知するとともに、当該意見を適切に事業計画に反映するよう助言することとし、防災減災機能等強化事業に係る農村振興局長、財務省理財局長及び全国連合会との間の手続は、当該反映の後に行うこととする。

第4 適正化資金の造成のための拠出

- 1 地方連合会は、全国連合会長が定める適正化資金拠出約款の定めるところにより、適正化資金の造成に充てるための連合会拠出金として、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業の実施を希望する土地改良区等（以下「適正化資金拠出者」という。）の改良区等拠出金と当該地方連合会の拠出に対する都道府県からの補助金を合わせた額を、毎年度、全国連合会に拠出するものとする。ただし、整備補修事業の実施を希望する適正化資金拠出者が、予測し得ない事故等の発生等の理由により緊急に実施する必要があると認められる施設の整備補修であって、農村振興局長が別に定める基準に該当するもの（以下「緊急整備補修」という。）を実施する場合には、地方連合会は、当該緊急整備補修に要する経費に充てるための連合会拠出金を、当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、全国連合会に拠出する

振興局長が別に定めるところによる。)の対象となっている農業水利施設とし、その整備補修は、農村振興局長が別に定める基準によるものとする。

(新設)

第3 資金造成のための拠出

- 1 地方連合会は、全国連合会長が定める資金拠出約款の定めるところにより、資金の造成に充てるための連合会拠出金として、改良区等拠出金と当該地方連合会の拠出に対する地方公共団体の補助金を併せた額を、毎年度、全国連合会に拠出するものとし、その他に適正化事業の実施を希望する土地改良区等(以下「資金拠出者」という。)が予測し得ない事故等の発生等の理由により緊急に実施する必要があると認められる施設整備補修であって、農村振興局長が別に定める基準に該当するもの（以下「緊急整備補修」という。）を実施する場合には、地方連合会は、当該緊急整備補修に充てるための連合会拠出金を当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、全国連合会に拠出するものとする。

ものとする。

- 2 適正化資金拠出者は、各地方連合会長が定める適正化資金拠出約款の定めるところにより、改良区等拠出金として、地方連合会が連合会拠出金に充てるための経費の一部を、これに対する地方公共団体からの補助金と合わせて、毎年度、地方連合会に拠出するものとする。ただし、緊急整備補修を実施する場合には、緊急整備補修に要する経費に充てるための改良区等拠出金を、当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、地方連合会に拠出するものとする。
- 3 適正化資金拠出者が前項により地方連合会に改良区等拠出金を拠出する場合には、その額について、あらかじめ関係都道府県知事の承認を得なければならない。
- 4 防災減災機能等強化学業において、認可地縁団体又は一般社団法人が適正化資金拠出者になる場合には、改良区等拠出金の拠出の確実性を担保するため、前項の規定による関係都道府県知事の承認を得るに当たり、当該団体又は当該法人の積立金残高その他の財務状況を確認できる書類を提出するものとする。

第5 交付金の交付

- 1 全国連合会は、適正化資金拠出者が行う整備補修事業の実施に要する経費の一部及び適正化資金拠出者が行う防災減災機能等強化学業の実施に要する経費の全部を交付金として地方連合会に交付するものとする。なお、当該交付金の交付は、整備補修事業交付金と防災減災機能等強化学業交付金に区分して行うものとする。
- 2 地方連合会は、前項の規定による交付金の交付を受けたときは、整備補修事業又は防災減災機能等強化学業を実施する適正化資金拠出者に対し当該交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付は、整備補修事業交付金と防災減災機能等強化学業交付金に区分して行うものとする。
- 3 整備補修事業に係る前項の規定による交付金の額は、適正化資金拠出者ごとに次の（１）又は（２）により算定して得た額のいずれか低い額を限度とする。
（１）当該年度に実施する整備補修事業の実施に要する経費の額の10分

- 2 資金拠出者は、各地方連合会長が定める資金拠出約款の定めるところにより、改良区等拠出金として地方連合会が連合会拠出金に充てるための経費の一部を、これに対する地方公共団体の補助金と併せて、毎年度、地方連合会に拠出するものとし、その他に緊急整備補修を実施する場合には、緊急整備補修に充てるための改良区等拠出金を、当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、地方連合会に拠出するものとする。
- 3 資金拠出者が2により地方連合会に改良区等拠出金を拠出する場合には、その額について、あらかじめ関係都道府県知事の承認を得なければならない。
(新設)

第4 適正化学業交付金

- 1 全国連合会は、資金拠出者が行う適正化学業の実施に要する経費の一部を交付金として地方連合会に交付するものとする。
- 2 地方連合会は、1により交付金の交付を受けたときは、適正化学業を実施する資金拠出者に対し当該交付金を交付するものとする。
- 3 2の交付金の額は、資金拠出者ごとに次の（１）又は（２）により算定して得た額のいずれか低い額を限度とする。
（１）当該年度に実施する適正化学業の実施に要する経費の額の10分の

の9に相当する額

(2) 別に農村振興局長が定める一定期間内における当該適正化資金拠出者の拠出金の額に見合う予定交付金額として別に農村振興局長が定めるところにより算定した額（既に交付金が交付されている場合にあつては、その額から当該交付金の額を控除した額）

4 防災減災機能等強化事業に係る第2項の規定による交付金の額は、当該年度に実施する当該事業の実施に要する経費に相当する額とする。

第6 交付金申請手続等

1 適正化資金拠出者であつて、交付金の交付を受けて整備補修事業又は防災減災機能等強化事業を実施しようとする土地改良区等（以下「事業実施者」という。）は、事業実施年度の12月末日までに交付申請書を地方連合会に提出しなければならない。

2 事業実施者が緊急整備補修を実施しようとするときは、第4の3の承認後速やかに交付申請書を地方連合会に提出しなければならない。

3 地方連合会は、事業実施者から前2項の規定による交付申請があつたときは、適正化資金拠出約款の定めるところにより体制強化事業実施要綱第3の2の(1)の管理専門指導員（第2の6のただし書により地方農政局長等）の認定を受けた地方連合会にあつては、農村振興局長が別に定めるところによるもの。）に審査させ、地方連合会ごとに全国連合会の定める交付目標額の範囲内で調整の上、全国連合会に第5の1の交付金の交付を申請するものとする。なお、当該申請は、整備補修事業交付金と防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。

4 全国連合会は、地方連合会から、前項の規定による申請があつたときは、これを第9に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会に諮り、当該土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会からの答申に基づき交付決定を行ったときは、その旨を地方連合会に通知するものとする。

5 地方連合会は、全国連合会から前項の規定による通知を受けたとき

9に相当する額

(2) 別に農村振興局長が定める一定期間内における当該資金拠出者の拠出金の額に見合う予定交付金額として別に農村振興局長が定めるところにより算定した額（既に交付金が交付されている場合にあつては、その額から当該交付金の額を控除した額）

(新設)

第5 交付金申請手続等

1 資金拠出者で交付金の交付を受けて適正化事業を実施しようとする土地改良区等（以下「適正化事業実施者」という。）は、当該年度の12月末日までに交付申請書を地方連合会に提出しなければならない。

2 適正化事業実施者が緊急整備補修を実施しようとするときは、第3の3の承認後速やかに交付申請書を地方連合会に提出しなければならない。

3 地方連合会は、適正化事業実施者から1及び2の交付申請があつた場合には、資金拠出約款の定めるところにより要綱第3の2の(1)の管理専門指導員（第2の5のただし書により地方農政局長）の認定を受けた地方連合会にあつては、農村振興局長が別に定めるところによるもの。）に審査させ、地方連合会ごとに全国連合会の定める交付目標額の範囲内で調整の上、全国連合会に第4の1の交付金の交付を申請するものとする。

4 全国連合会は、地方連合会から、3の申請があつた場合には、これを第8に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会に諮り、当該土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会からの答申に基づき交付決定を行った場合には、この旨地方連合会に通知するものとする。

5 地方連合会は、全国連合会から4の通知を受けたときは、関係県知

は、関係県知事と協議の上、事業実施者ごとに交付金の割当てをするものとする。

- 6 地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施者ごとに、その事業の実施状況を検査し、検査が終了した場合には、直ちに、事業実施者ごとの交付金明細書を添付して、全国連合会に交付金を請求するものとする。
- 7 全国連合会は、地方連合会から交付金の請求があった場合には、適正化資金の造成額及び財政融資資金の借入額の範囲内で交付金を交付するものとする。

第7 適正化資金拠出約款の作成

- 1 全国連合会及び地方連合会は、適正化資金拠出約款を作成し、全国連合会にあつては農村振興局長、地方連合会にあつては地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 2 適正化資金拠出約款には、次の事項を定めるものとする。
 - (1) 適正化資金拠出申込適格
 - (2)～(6) (略)
- 3 全国連合会及び地方連合会は、適正化資金拠出約款を変更するときは、第1項の規定に準ずるものとする。

第8 拠出金台帳の作成等

(削る。)

- 1 全国連合会及び地方連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業を円滑かつ適正に遂行するため、これらの事業に関する会計をそれぞれ一般会計と区分して拠出金申込年次別に経理することとする。

事と協議の上、適正化事業実施者ごとに交付金の割当てをするものとする。

- 6 地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、適正化事業実施者ごとに、その適正化事業の実施状況を検査し、検査が終了した場合には、直ちに、適正化事業実施者ごとの交付金明細書を添付して、全国連合会に交付金を請求するものとする。
- 7 全国連合会は、地方連合会から交付金の請求があった場合には、資金の造成額の範囲内で交付金を交付するものとする。

第6 資金拠出約款の作成

- 1 全国連合会及び地方連合会は、資金拠出約款を作成し、全国連合会にあつては農村振興局長の、地方連合会にあつては地方農政局長の承認を受けなければならない。
これを変更する場合も同様とする。
- 2 資金拠出約款には、次の事項を定めるものとする。
 - (1) 資金拠出申込適格
 - (2)～(6) (略)(新設)

第7 拠出金台帳の作成等

全国連合会及び地方連合会は、適正化事業を円滑かつ適正に遂行するため、適正化事業に関する会計を一般会計と区分して経理するとともに、別に農村振興局長が定めるところにより、全国連合会にあつては、地方連合会ごとに拠出金、交付金等の明細を明らかにした台帳を、地方連合会にあつては資金拠出者ごとに拠出金、交付金、交付対象施設、適正化事業の実情等を明らかにした台帳を作成し保管するものとする。
(新設)

2 全国連合会は、防災減災機能等強化事業に関する会計は、特別会計において経理するとともに、当該特別会計から他会計への繰入れは行わないこととする。

3 農村振興局長が別に定めるところにより、全国連合会にあっては地方連合会ごとに拠出金、交付金等の明細を明らかにした台帳を、地方連合会にあっては適正化資金拠出者ごとに拠出金、交付金、交付対象施設、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の詳細を明らかにした台帳をそれぞれ作成し、書面又は電磁的記録により保管するものとする。

第9 業務執行体制

1 全国連合会の業務

(1) 全国連合会は、適正化資金の運用、財政融資資金の管理、交付金の各地方連合会への配分その他適正化資金の管理運用に関する基本的事項を行うものとする。

(2) 全国連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に当たり、適正化資金造成の管理運用及び造成された適正化資金の交付の効率化・透明化等を図るため、土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

なお、運営委員会は次の業務を行うものとする。

ア 適正化資金の造成、財政融資資金の管理、交付金の各地方連合会への配分その他適正化資金の管理運用に関する事項

イ 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の新規加入地区に関する事項

ウ 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施地区に関する事項

エ (略)

2 地方連合会の業務

(1) 地方連合会は、全国連合会への拠出金の拠出、事業実施者への交付金の交付その他の整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に関する基本的事項を行うものとする。

(2) 第2の6のただし書により、地方農政局長等の認定を受けた地方

第8 業務執行体制

1 全国連合会の業務

(1) 全国連合会は、資金の運用、交付金の各地方連合会への配分その他資金の管理運用に関する基本的事項を行うものとする。

(2) 全国連合会は、適正化事業の実施に当たり、資金造成の管理運用及び造成された資金の交付の効率化・透明化等を図るため、土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

なお、運営委員会は次の業務を行うものとする。

ア 資金の造成、交付金の各地方連合会への配分その他資金の管理運用に関する事項

イ 適正化事業の新規加入地区に関する事項

ウ 適正化事業の実施地区に関する事項

エ (略)

2 地方連合会の業務

(1) 地方連合会は、全国連合会への拠出金の拠出、適正化事業実施者への交付金の交付その他の適正化事業に関する基本的事項を行うものとする。

(2) 第2の5のただし書きにより、地方農政局長の認定を受けた地方

連合会における整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に関する業務は、当該地方連合会が、関係都道府県、全国連合会の協力等を得て行うものとする。

第10 国の助成等

- 1 国は、全国連合会に対し、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度、予算の範囲内において補助するものとする。
- 2 事業実施者は、整備補修事業の実施に要する経費からその実施につき交付される交付金の額（緊急整備補修を実施する場合にあっては、当該事業実施者が第4の2の規定により当該緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる改良区等拠出金に相当する額を除く。）を差し引いた額については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）による融資を受けることができるものとする。

第11 報告

- 1 地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度の整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施結果を翌年度の4月末日までに、都道府県知事及び全国連合会に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、地方連合会から前項の規定による報告があったときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 全国連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度の整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施結果を翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。
- 4 全国連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度の運営委員会の実施結果を翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

第12 施設改善対策事業

- 1 土地改良区等は、第2の1に規定する整備補修事業として土地改良

連合会における適正化事業に関する業務は、当該地方連合会が、関係都道府県、全国連合会の協力等を得て行うものとする。

第9 国の助成等

- 1 国は、全国連合会に対し、適正化事業に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度、予算の範囲内において補助するものとする。
- 2 適正化事業実施者は、適正化事業の実施に要する経費からその実施につき交付される交付金の額（緊急整備補修を実施する場合にあっては、当該適正化事業実施者が第3の2により当該緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる改良区等拠出金に相当する額を除く。）を差し引いた額については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）による融資を受けることができるものとする。

第10 報告

- 1 地方連合会は、別に農村振興局長が定めるところにより、毎年度の適正化事業の実施結果を翌年度の4月末日までに、都道府県知事及び全国連合会に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、地方連合会から1の報告があったときは、別に農村振興局長が定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。
- 3 全国連合会は、別に農村振興局長が定めるところにより、毎年度の適正化事業の実施結果を翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。
- 4 全国連合会は、別に農村振興局長が定めるところにより、毎年度の運営委員会の実施結果を翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

第11 施設改善対策事業

- 1 水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要

施設の定期的な整備補修のほか、水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要な土地改良施設の改善を図るため、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けた土地改良施設改善計画に基づき、高収益作物の導入推進に資する土地改良施設の整備補修を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づいて行う整備補修事業は、第2の7の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める土地改良施設の整備補修を対象とするものとする。
- 3 第1項の規定に基づいて行う整備補修事業においては、緊急整備補修は実施しないものとする。

第13 安全管理施設整備対策事業

- 1 土地改良区等は、第2の1に規定する整備補修事業として土地改良施設の定期的な整備補修のほか、農業水利施設への転落事故の防止を図るため、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けた安全管理施設整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を行うことができるものとする。
- 2 前項の規定に基づいて行う整備補修事業は、第2の7の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める安全管理施設の整備補修を対象とするものとする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に関し必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

(略)

な土地改良施設の改善を図るため、第2の1に規定するもののほか、土地改良区等が、別に農村振興局長が定めるところにより都道府県知事の承認を受けた土地改良施設改善計画に基づき、高収益作物の導入推進に資する土地改良施設の整備補修を行うものとする。

- 2 1の規定に基づいて行う適正化事業は、第2の6の後段の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める土地改良施設の整備補修を対象とするものとする。
- 3 1の規定に基づいて行う適正化事業においては、緊急整備補修は実施しないものとする。

第12 安全管理施設整備対策事業

- 1 農業水利施設への転落事故の防止を図るため、第2の1に規定するもののほか、土地改良区等が、別に農村振興局長が定めるところにより都道府県知事の承認を受けた安全管理施設整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を行うものとする。
- 2 1の規定に基づいて行う適正化事業は、第2の6の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める安全管理施設の整備補修を対象とするものとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、適正化事業の実施に関し必要な事項は、別に農村振興局長が定めるものとする。

附 則

(略)

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）により実施した事

業については、なお従前の例による。